

第七十一回

参議院大蔵委員会会議録第二十三号

(一七八)

昭和四十八年六月二十一日(木曜日)

午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理 事部長 中小企業庁計画 原山 義史君
事務局側 員 常任委員会専門 杉本 金馬君
説明員 課長 工業産業省化學 通商産業省化學
建設省計画局技 調査官 局窓業建材 原野 律郎君
自治省行政局行 政課長 三浦 孝雄君
砂子田 隆君

| | | | |
|---------|---------|--------|--------|
| 政府委員 | 大蔵大臣 | 愛知 愛 | 接 握一君 |
| 國務大臣 | 大蔵大臣 | 吉瀬 維哉君 | 高木 文雄君 |
| 大蔵省主計局次 | 大蔵省主税局長 | 吉田 太郎君 | 吉田 太郎君 |
| 大蔵省銀行局長 | 大蔵省國際金融 | 林 大造君 | 林 大造君 |
| 局長 | | | |

伊藤 五郎君
河本 嘉久藏君
柴田 栄君
徳永 正利君
桧垣徳太郎君
船田 讓君
川村 清一君
竹田 四郎君
戸田 成瀬君
山崎 菊雄君
昇君
一弘君
渡辺 和彦君
野末 武君

青木 一男君
伊藤 五郎君
河本 嘉久藏君
柴田 栄君
徳永 正利君
桧垣徳太郎君
船田 讓君
川村 清一君
竹田 四郎君
戸田 成瀬君
山崎 菊雄君
昇君
一弘君
渡辺 和彦君
野末 武君

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。本日の会議に付した案件 ○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。本日の会議に付した案件 ○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○竹田四郎君 大蔵大臣にちょっとお聞きしますが、まず、最近の中小企業金融、特に中小企業に対する金融の状況、金融環境といいますか、こういうのは、大臣自体どういうふうに御判断になつておりますか。新聞等で拝見しますと、まだまだ企業の手元流動性には余裕があるから、金融引き締めという問題はさらに進めていく方向、おおむねそういう方向のよう私は伺つてあるわけあります。しかし、一般的にはそうありますけれども、個別的に中小企業といつものと、大企業といつものとをやっぱり分けて考えてみると、さういう点で

非常に配慮を続けておる点でございます。
それから、一般的な状況として、いわゆるオーバーキルの心配はないかと、いうような点についていとります。
○国務大臣(愛知接一君) まず、先月末のこれから経済情勢の見通しといたしましては、設備投資が依然として相当の過熱傾向である。これは先行指標等から見通しても明らかに見通される事実であるということが一つ。それから、一般的に消費も異常な伸びでございます。それから、国際收支の状況はまあ安定といいますか、均衡正常化の動向にある。

○竹田四郎君 大体大きく申しますと、そういう見通しでござりますので、御案内のように、公定歩合の引き上げと預金準備率の引き上げを同時に決定をいたしましたわけでございます。
それからその次に、御質問の中小企業はどう見ているかという点でございますが、金融政策のはうから見ますと、当初来中小企業に対しては、できるだけの配慮をしなければならないと考えましたから、たとえば、預金準備率の三回にわたる引き上げ等においても、その点は御案内のように、相当の配慮をいたしましたが、しかし、銀行筋を締めれば、その影響が中小金融機関のほうにシフトされる。その傾向も受けられますので、預金準備率の引き上げに際しましては、その範囲を広げたわけでございます。したがって、その面から、今度は中小企業のほうにこれが影響があつてはいけませんから、中小金融それ自体に対しては、きめのこまかい規制を行なうことによって、いわば質的に、あるいは量的に中小企業に対しては悪い引き締めの影響が及ばないようだ。この点はござりますが、七十九の窓口指導といつものと、大体どんくらい減らしていくような方向にあります。

それから、住宅ローン等についても、具体的に

それからさらには、公定歩合の引き上げ等につい

ますけれども、これは日銀がやることでありますけれども、大蔵大臣もこの点については全然話なしにやるということはおそらく思うわけあります。しかし、大蔵大臣もこの点については全然話なしにやるということはおそらく思うわけあります。しかし、大蔵大臣もこの点については全然話なしにやるということはおそらく思うわけあります。しかしながら、大蔵大臣もこの点については全然話なしにやるということはおそらく思うわけあります。

ても、将来にわたって、まあ少なくとも一九のこの時期においてさらにそうした総需要の抑制策といふものをもう少し打ち出していかなくちゃならないわけがありますが、それはまあ二つのやり方があると思いますが、金融政策の面からと、財政政策の面では、先ほどの、上期における公共事業の契約ベース、これも若干いまのお話ですと、五九・六といふものをさらに再検討して、引き締めるべきものは引き締めていくというようなお話をのように承ったわけありますが、今後のそうちした金融引き締め、総需要の抑制といふような点を具体的に公定歩合の引き上げとか、あるいは窓口指導と、そういうような面について特に大臣のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) お話もございましたように、むづかしい状況下でございますから、特に、日本銀行、あるいは政府部内におきましては経済閣僚と、特に、こういう状況下においては連携を常に保ちまして、経済情勢の動きについては細心の注意を払っているわけでございます。それから、公定歩合の問題等は、これはむしろ機動的、流動的かつ短期的などちらかといえば政策でございますから、情勢の変化に対応いたしまして適宜、機動的な措置をとつてまいりたい。したがつて、毎月、毎月はもちろんでございますが、情勢の推移を十分よく見きわめて、判断に誤りのないように、そしてとるべき措置については迅速でなければならない、こういう考え方で対処をいたしておりますが、そういう考え方でございまますから、今後、六月にはどういう措置をとるとか、七月にはどういう措置をとらないとかいうことは、なかなか現在の時点においてあらかじめ予告をしながらやるということはできないと思いますし、また、そうすることは不適当であるとか、かように考へておられる次第でございます。

○竹田四郎君 この五月から六月にかけての政府関係中小金融機関の貸し出し状況というのは、おそらくまだなかなか統計がとれていないでしょ

う。方があると思いますが、金融政策の面からと、財政政策の面では、先ほどの、上期における公共事

業の契約ベース、これも若干いまのお話ですと、五九・六といふものをさらに再検討して、引き締めるべきものは引き締めていくというようなお話をのように承ったわけですが、今後のそうちした金融引き締め、総需要の抑制といふような点を具体的に公定歩合の引き上げとか、あるいは窓口指導と、そういうような面について特に大臣のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 数字的には銀行局長から御説明申し上げますが、たとえば、二月、三月の、たとえば、「二千二百億円の規模の融資の増というようなものは、これはほとんど所期的目的のためには融資されているものと考えております。それ以外の点につきましては、銀行局長から数字的に御説明いたします。

○政府委員(吉田太郎一君) まず、国民公庫で申しあげますと、五月末でございますと、実績が三百七十七億でございました。これは前年に比べますと一三〇・五%という貸し付けの金額になっております。中小公庫につきましては、五月末の数字をまだつておりますが、四月末で五百二十八億で一七六・八%という数字になつております。中小公庫につきましては、五月末の数字は国民金額公庫になるのが非常に多い、ものすごく仕事があえてきていたと、まあこういうことであります。まあそういう意味では、おそらく中小企業に対する金融の引き締め、これは大臣も中小企業に対する配慮をしていて、私はあんたに貸すことはできませんと、もつと預金をしなさいとか、やれはたとえ、金融機関の窓口では、いや大蔵省や日銀が締めているから、私はあんたに貸すことはできませんと、もつと預金をしなさいとか、やれ

すか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私自身も、地方へ出張するようなときには、つとめて直接そういう声を伺いたいと、積極的に。で、いまお示しのとおりの話はもうしょっちゅう聞いております。私どもとしてはこうこうやつていると、ところが、それはたとえ、金融機関の窓口では、いや大蔵省や日銀が締めているから、私はあんたに貸すことはできませんと、もつと預金をしなさいとか、やれ何とか言うという不平といいますか、そういうことはしばしば耳にするところでございまして、そのたびごとに注意を喚起し、そして政府の考えてあるところを公に、あるいはこまかく説明、指導することにつとめております。

先ほど冒頭にも申しましたように、たとえば、為替相場の変動等に伴つて一番影響をこうむる輸出関連の中小企業等については、特に、資金量も増し、また特に、時期を失せずに親切に配慮することを特に指示もしているようなわけでございまして、こういう点においては、普通の金融機関よろはこういう際に相当能率的な対策、その成果が上がり得るものと。もちろんそれらの金融機関の、政府関係金融機関の窓口においても、竹田さんの御指摘のような批判あるいは不平といふものは、これはまたよく耳にすることでございますから、基本的にはなかなか政府の意図というものがございませんが、これは国営でやつておるわけでもございませんし、預金を吸収し、その範囲内で健全な経営をしなければならないと、こういう点がございませんが、これははつきり数字的にお示しただければそれ

けつこうでござりますけれども、特に、国民金融公庫、中小企業金融公庫、こういうものの動向といふのは大蔵省はどういうふうにおつかみになつておりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 数字的には銀行局長から御説明申し上げますが、たとえば、二月、三月の、たとえば、「二千二百億円の規模の融資の増というようなものは、これはほとんど所期的目的のためには融資されているものと考えております。それ以外の点につきましては、銀行局長から数字的に御説明いたします。

○政府委員(吉田太郎一君) まず、国民公庫で申しあげますと、五月末でございますと、実績が三百七十七億でございました。これは前年に比べますと一三〇・五%という貸し付けの金額になっております。中小公庫につきましては、五月末の数字をまだつておりますが、四月末で五百二十八億で一七六・八%という数字になつております。中小公庫につきましては、五月末の数字は国民金額公庫になるのが非常に多い、ものすごく仕事があえてきていたと、まあこういうことであります。まあそういう意味では、おそらく中小企業に対する金融の引き締め、これは大臣も中小企業に対する配慮をしていて、私はあんたに貸すことはできませんと、もつと預金をしなさいとか、やれはたとえ、金融機関の窓口では、いや大蔵省や日銀が締めているから、私はあんたに貸すことはできませんと、もつと預金をしなさいとか、やれ何とか言うという不平といいますか、そういうことはしばしば耳にするところでございまして、そのたびごとに注意を喚起し、そして政府の考えてあるところを公に、あるいはこまかく説明、指導することにつとめております。

先ほど冒頭にも申ましたように、たとえば、為替相場の変動等に伴つて一番影響をこうむる輸出関連の中小企業等については、特に、資金量も増し、また特に、時期を失せずに親切に配慮することを特に指示もしているようなわけでございまして、こういう点においては、普通の金融機関よろはこういう際に相当能率的な対策、その成果が上がり得るものと。もちろんそれらの金融機関の、政府関係金融機関の窓口においても、竹田さんの御指摘のような批判あるいは不平といふものは、これはまたよく耳にすることでございますから、基本的にはなかなか政府の意図というものがございませんが、これは国営でやつておるわけでもございませんし、預金を吸収し、その範囲内で健全な経営をしなければならないと、こういう点がございませんが、これははつきり数字的にお示しただければそれ

えております。

○竹田四郎君 銀行局長、まあ大臣のおっしゃることは、これは政府として私はそういう方針を明示してやつていくということ、これは私そのとおりだと思います。あと具体的な指導というものは、むしろ銀行局あるいは銀行局の出先というものが、もっとこまか指導というものがどうも足りないのじゃないか。それはなるほど借りるほうはたくさん借りたいですから、これはある程度削られるというのはしかたがないし、まあ借りるほうもおそらくある程度、私どものところへ話があつてある程度山をかけているなという感じもそれはわかりますよ。わかるんだけれども、私は、どうも最近は、銀行の窓口というの、かつてよりも非常にまあ態度が横柄になつたというのか、失礼な失言というものをあつちこつちで聞くわけですよ。もう毎日一件くらいそういうものを聞くわけですよ。竹田さん、この銀行はこういうことをやつているんだけれどもこれでいいですかと、あるいはこの信用金庫はこういうことを私に言つたんですが、こういう言い方というのないんでですか、まさに最近は、どうもそういう点で少し横暴になつてきた。これは一つは、やはり中小企業に対する金融のしわ寄せ、というものがそういう形になつてきたと思うのですが、この辺、実際銀行局はどういうふうに手を回しているのかね。どうも大臣の言つていることと、その間で何かそれがすっかり薄められてしまつて、下のほうへいくと前とちつとも変わりない、こういう感じを実は私持つていてるわけですが、これは大臣の責任というよりも、むしろ銀行局長の責任だらうと思うんですが、その辺がたいへん私は不満です。

それから、大臣にもう一つお伺いしますが、なほそういう意味で、中小金融機関がなかなか貸してくれないと、いうことで、国民金融公庫なり、中小企業金融公庫なり、そういうものへたいへん動いているといふことは大臣も御認識になっているようございますけれども、おそらくこう

いう段階で進んでいくことになりますと、

政府関係機関の融資ワクというのをもつとあやしめていかないと私は、応じ切れないんじゃないかなと思うんですけども、その辺は弾力条項等々の發揮ということもあるうと思います。これは足りないものでありますけれども、そのためにひとつ委員会をつくって、各頭取段階では現場の状況がなかなかつかめます。

○國務大臣(愛知揆一君) 前段にお述べになっておりますことは、全くこれむずかしいところでございまして、やはり金融が引き締めのときには、どうしても金融機関のビーピアというものが、自然の成り行きとして立場が強くなるというか、まあ率直に言えば横柄になりがちでございま

すので、この点は非常に私も関心を深くしていきます。そこで、この点は非常に私も関心を深くしていりますが、先ほど申したようなことで、なかなか隔靴搔痒の感を禁じ得ないというような感じがいたしますことを率直に申し上げます。

それから、政府関係機関のほうはやはり融資の規模、ワクを拡大しなけりやならない。その一例を申し上げますと、今年度の第一四半期で、三機閣を合計いたしますと、昨年に比べまして、比率で申しますと、五割四分増しに相なつております。これは大体四月から六月の実績に近いものと申上げてよろしいかと思いますが、全体の総貸し付けのワクというか、ほとんど実績に近いものとして、四十八年度、つまりことしの四月から六

月が前年の同期間に比べまして五割四分の増といふワクの拡大になつております。○政府委員(吉田太郎一君) 竹田先生から御指摘いたしました点につきましては、私もいろんなところから耳にしておりまして、全く窓口というものの責任というふうについては非常に重要な考えております。そういう意味から、実は私、各業

界の団体、特に、最近は地方銀行全体の頭取が集まりました席上で、特に、融資の量を確保すると

いうこととともに、中小企業の相談相手になるようなどいで、非常に強い具体的な例をあげて話しております。その結果、たとえば、地方銀行などでは、そのためにひとつ委員会をつくって、各頭取段階では現場の状況がなかなかつかめないかもしない、ひとつ支店長以下のところに、そういうことを徹底するようなことを考えようではないかといふ動きもございます。そういう臣の考え方もこの際お聞きをしておきたいと思

ます。○竹田四郎君 まあ確かに中小企業がその能力以上に金をどうしても貸せという、先の危険というものが予見されても、そういうような申し出をすることがあると思うんですよ。そういうときも、私は、別にどなつたりおどかしたりしなくてもいいと思うんですよ。もっと論理的に説明してやるのがあまり見えだと思うんですよ。それで納得をさして、どうもこういう形では君の企業はあぶないじゃないか、だから、このくらいでひとつやるのがいいんじゃないかというふうな、そういう姿勢はあるべきだと思います。普通のときに私は、まるで銀行というの、政府が何かと同じように、これは公共的な機関でございます、したがいまして、中立性が何だのかんだのと言つて盛んにいろいろなことを言う。金が詰まってくれば、一転して鬼みたいになつてしまふというのは、これはどうも公共的な機関という意識があるならば、私は、そういう態度は示すべきじゃないと思うんです。そういうことについて、たいへん大臣むづかしそうな話、まあ銀行局長の話も、私どもあまりこう——まあ努力、そういう方向で動いてることはよくわかるんですけれども、まあこんななかがそういうことで窓口まで徹底できるかどうか、この点は疑問でありますけれども、まあこ

ういう点については、これからも具体的にひとつは指摘していくつもりでありますから、そういふ手段で進めたいと思います。これは足りないものでありますけれども、その意味ではありますけれども、しかしながら、件数が非常に多いというようなことから、圧迫という形になつてきてるわけでありますけれども、何といつても、扱うのが小口だと、それの合理化がある部面では非常に行員等に対する開きしたわけでありますけれども、まあそうした

いう指摘を私がしなくてもいいよう、ひとつやっておいていただきたいと思うんですけれども、その次は、中小金融機関の金利というのが高いうふうのを私は、発揮すべきだと、こういうふうに思つたわけですから、その辺についての大蔵大臣の考え方もこの際お聞きをしておきたいと思

います。

○政府委員(吉田太郎一君) これは約定金利で申しあげますと、ことしの三月に各金融機関の平均の金利をとりますと、都市銀行の場合でございますと、六・三三三%でございます。地方銀行になりますと六・九五二%でございます。相互銀行は七・六八九%，信用金庫は七・九七〇%というこ

とでござります。○竹田四郎君 結局、信金と都銀と比べてみますと、一分六厘ですが、まあこのくらいの差があるわけですね。こういう形でいまの非常に競争の激しい段階で、同じスタートに立てといつても、金利がこれだけ違うこと自体が、私は、やはり問題があると思うんです。ですから、中小金融機関の金利をやはり安くするという努力というものはもつと払わなければいけないと思うんです。この点は、この前も資金コストを引き下げるという形にはどう

いわゆる

いう対策があるのかというお話を両参考人からお

なうとも大企業と中小企業とが同じ条件になるような形をとつていくべきであるうと、こう思ふわけであります。これはただ単に金利だけの問題ではないと思います。電力料金の問題にしても、あるいは他の運賃の問題にしても、いまそうした世論というものは、ますます多くなりつつあるわけです。そういう意味では、中小企業の資金コストを安くして、したがつて、貸し出しの金利も安くする、こういう方向を相当進めていかないと、一方的に中小企業といふものは、もうスタートからそうしたハンディを持たざるを得ないということになるわけですが、そこで、國のお金、あるいは都道府県や市町村のお金、こうしたもの、どうも都銀やあるいは地銀の大きなところ、こういふところに集中しがちのよう思います。で、本來は、地域住民のあるいは地域の商工業者の資金というものが、中小金融の機関に主として集まつてくるということを考えてみると、地方自治体と、そうした地域の商工業者との連帯感といふようなものもやはり考えてみなくちやかぬと思うんです。そうした市町村、都道府県の金というものが大銀行にばかりいつてしまふということがありますと、やはり大銀行の資金コストは安くない、中小金融機関の資金コストは高くなる、こういうことになるとと思うんですが、こういう扱いをもつと私は広げるべきだと思うんです。ほとんどが、これは私のごく狭い経験でありますけれども、ほとんど小さなところへはいっていませんで、大きなところばかりになつてしまつて、今度は幾らか、そうした点で公的な金を、支払い等に、扱えるようにはなりましたけれども、私は、こんなことではとてもだめだらうと思ひますし、やっぱり大きな銀行のほうに公的資金がシフトしていく傾向というものを持つて断ち切つていかなければならぬと思うんです。これについて、一体、大蔵省あるいは自治省の方お見えでござりますか。——自治省というのは一体どういふ指導をしているのか。私は、もつとそうしたものは地域住民の利用できるような形で、公的資金

○政府委員(吉田太郎一君) 私どもも同じ方向で努力をいたしておるわけでございます。なかなかこれが、従来からの関係特に、地方自治体の場合でございますと、その財政需要に対しても関係でございますと、その協力し得るという能力といふようなこともどうしても関係がござりますんで、おのずから、相互銀行、信用金庫の場合には、どうしてもそれが、関係が薄くならないといふような状況にはございます。しかし、非常に、それぞれのところ、地元といろいろ努力いたしまして、今後、たとえば相互銀行の場合でござりますと、地方債などについてもそれを引き受けしていく努力をしようじゃないかというようなこともやつております。その結果、非常に急激な伸びはございませんが、しかし、従来に比べますと、かなりその取り扱いといふことについて、徐々にではございますが、進歩してまいりました。かように考えております。

○説明員(砂子田隆君) ただいまお話を、地域住民のためなり、あるいは地域の中小企業といふものを見展させるという意味で、中小の金融機関に

公的資金を預け入れるということが望ましいということは、私たちもそう存じております。ただ、今までの市町村の形を見ていますと、まあ法律のたてまえもそうですが、指定金融機関というのは、御案内のとおり、議会の議を経るという形になつておりますと、指定金融機関のところまでこちらがどうも手を差し伸べるのですが、若干自治に対する干涉がましいところがございまして、これはちょっとむずかしいだらうと感じております。

ただ、おっしゃられますように、預金の預け入れという議論になりますと、これは、まだ預託などを経るといふ形になつておりますが、受納といふところだけをとって、中小金融機関に対する資金量をふやそうということになりますと、だいぶこの方向については市町村自身も考えております。たとえば、いま受納代理店の形だけを申しますと、普通銀行で、いま市町村において指定をしておつたり、指定をしていなかつたりする例はございますが、普通銀行は、たとえば、千八百ほど受納代理店の指定をしておりますが、そのほかにも、たとえば、相互銀行で八百九十九あります。たとえば、中小金融機関ではございませんが、農協で一千九百二十をこえております。また、信用金庫のほうで八百八十をこえております。たとえば、中小金融機関ではございませんが、農協で一千九百二十をこえております。これらそういう形のものが受納代理店になつておるという形になつておりまして、漸次、市町村自身も、そういう形で自分のところの資金を、なるべくならそういう形のものが受納代理店になつておるようというたてまえをだんだんとつけていくようとして、一がいに全体の普通銀行にだけに預けるという形ではないよう見受けております。

○竹田四郎君 最近は、都道府県、市町村等にしても、いわゆる公社あるいは事業団というようなものもずいぶんできてきている。あるいは同じ中でも、企業院あるいは公営企業、こういう関係で貯金をしたりしているわけですよね。そういうのを見ると、大体都市銀行や、あるは言託銀行、

そういうものがほとんどですわな。そういう分野
というのも、これは、私はあると思うんですよ。
これは、やろうと思えば、かなりの分野はできる
と思うんですよ。それは、確かに、こうしてい
うふうな命令を下すのは自治への干渉かもしれない
せんけれども、これも、はつきりと論理の形から
いけば、私は、できないことはないと思うんですよ。
よね。どうも、そういう点について、そういうと
ころへいくと何か自治への介入だ、こう言つて逃
げる。ほかのことになると、これしきあれしろと
言って、やかましくつく。これは、私は実態だ
らうと思うんですよ、ほんとうに。——笑われる
方もありますけれども、だから、こういう点は、
むしろ直していく一番いい分野だと思うんです
よ。みんなもこれは協力できるんですよ、こうい
うことは。それを、ここへくると自治の介入とい
う文句をすぐ出してくる。私は、それはもう考え
方が違っているんじゃない。これは、神奈川県
に対しても、おまえがこうやつているから、これを
こっちへ預けなさいと言うことは、それは自治の
介入になるでしょう。しかし、そういうことをす
るよう努めをしてくれと言ることは、私は自治
の介入にはちつともならぬと思う。ほかのことで
は実際自治の介入をやつているのですからね、お
たくのほうは。どうなんですか、その点でもう少
し自治省としても、現在の金融事情から見て、た
だ単に中小金融機関に益、暮れの資金を預託する
だけじゃなくて、そういうやり方も私は実際上あ
ると思う。そういうことを自治省としてもうつと
積極的に考える意思はないわけですか。

うに、いろんな公庫ができましたり、いろいろあると思います。先ほど事例をもって申し上げたようなかつこうになつておしまして、漸次そういうかつこうに市町村自身も考えてきておる。われわれもそれは望ましいことは思つておりますが、それをどこまで、もう少し中小企業のためにやら、あるいはそういうことをするかという議論になりますと、若干その点でいろんな市町村自身の考え方もありますし、そういう点を加味しながらいろいろ指導はしたいと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、從來指定金融機関自身の問題につきましても、自治省自身はたしかに自身の問題もありますが、それでどうぞ。
うへんきびしい態度をとつておました。たとえば、普通銀行だけしか指定金融機関にしないといふ形でやつてきた時代もありましたが、最近はそういう形につきましても、若干緩和をいたしておりまして、そういう意味では、相互銀行なり、あるいは信用金庫なり、あるいは農協なり、あるいは労働金庫なり、そういうものも漸次そういう形に移行していくだろう、そういうふうな解釈をしておりまして、なるべくそういう趣旨に合うような努力はいたしたいと存じます。

○竹田四郎君 何も指定金庫に指定しなければ預け入れられないというものじゃないと思ふんで

す。そういう金というのは相当あるものですよ。

あなた方知つているだらうけれども、そんなも

の、信託銀行、公庫、金庫に指定しているところ

なんておそらくないと思う。しかし、かなりの金

といふものがこういうところに預けられているの

です、現実には。確實、有利といふようなことで

しあう。そういうことでやられていなんですよ。

そんなものは何も金庫に指定しなくたつてそん

なことはできるはずですよ。できなければ自

由省も、中小企業と金融というものをやはり考

ながら、そうした地方自治体の金の動きといふも

のをやはりつかんでもらわなければ困る、こういうふうに思う。
それから大蔵大臣にお聞きしたいと思うんですが、そういう形で、全部上位銀行にシフトしていくと、あるいはそういうことをするかという議論になりますと、資金、原資というものが制約を受け、したがつて、資金コストはますます高くなつていくといふ形というのが多いのですけれども、そういうことでますます中小金融機関といふものは、資金、原資というものが制約を受け、したがつてありますけれども、この間参考人のお話を聞きましたと、信金の協会の会長をやつておられた小原さんのお話ですと、前には資金運用部から、こうした中小金融機関にかなりの金を貸していたが、最近ではそういうお金は貸していないというお話をあつたんです。最近の資金運用部の金を見ますと、どうもたいへん集まり過ぎてしまつて、その扱いに困っているようなことがあるわけあります。こういうようなものは、もっととそういうところへ活用なさつたらどうか。おそらく郵便貯金にいたしましても、中小企業が預け入れているものは相当あると思う。そういうところでもひとつ還元なさつたらどうだろ。まあ確かに郵便局の小口貸し出しというのもありますけれども、これはわずか十円万円なわけですよね。ですから、そういう面で、運用部資金というようなものを、中金機関の原資に貸し出していくということも、私は、今日の段階では必要になつてきましたと、こんなふうに思いますけれども、大蔵大臣、それはどうでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは御案内と思いますけれども、小原さんが言っておられるように、前には運用部資金を貸し付けたことができておつたわけですが、その後、私の記憶正確でないのでそれが一一二十六年に運用部資金の運用についての法律ができて、現在では直接信用金庫に対する運用として貸し付けはできないことになりました。それから、やはり小原会長が当委員会で申し上げたとしても、かりに全信協が債券等発行いたしましたが、その債券の引き受けも現行法ではできないということになつております。です

から、現在の法制がいいかどうかという議論は別といたしまして、現在は事实上でない、法律上できない、こういう関係になつております。
それから、これは御質疑以外の点になりますけれども、資金運用部資金の運用、それから、たとえば簡保その他も含めて積立金の運用につきましては、御承知のように国会の中におきましても、いろいろの御意見をちらりとしているわけですが、現在ではそういう政府といたしましても、こうした資金の性質から言って、より多く直接国民に還元しなければならない、還元運用をはからなければなりません。したがいまして、中小零細金融の問題としては、いわゆる政府三機関にその金を相当の程度に流すということはこれは法制上もできますし、現在もやっておりますが、その三機関に対す
る資金の運用ということをもつて、まず、その面においての問題としては、この程度でいいのではなくうちかど、こういうふうに考えておられるわけですが、改正して今まで、この制度をまたもとに戻すということは、現在のところ不適当だと私は考えておられます。

それからなお、これも御案内のとおりございまますけれども、こうした政府関係機関については、代理貸しを各金融機関にお願いしているわけございまますから、そういう意味では、間接にこうした中小金融機関というものが、活用されておるといふ点は御承知のとおりと思います。

○竹田四郎君 そういう意味では、何といつても政府関係機関というのは、なかなかこまかい配慮というのはできないわけですよ。やはり常日ごろ地元で交流をしているところの中小金融機関といふものが、何といつても一番最初に当てになるわ
けであります。で、そういう点が一つ、それからもう一つは、やはり希望の転換だ、あるうふうなことばも常日ごろばんばんと政府のほう

では打ち出しているわけですね。書いてあるものにも必ず、それが抜けている文書はほとんどないと言つていいくらい出でているわけですね。そういうふうに考えますと、やはり中小企業の近代化のため、そういう意味では、やはり一番最初に問題になつてくるのは資金の問題、これが一番問題になつてくると思うのです。そう考えてみると、個々に考えてみると、やはり中小企業の近代化の一歩として、うふうに考えていくと、それはなかなかこれはむずかしいでしようけれども、たとえば信金連とか、そういうようなところに、そういうことをしていくというのが、やっぱり金融構造を変えていくという意味でも、非常に現在考えてみなくちやならない問題ではないか、こういうふうに私は思うのですが、そういう意味では、とにかくいま禁止されているといふならば、それをえて直してもいいんじゃないかな。
非常に今までのよろ、金融といふものはな
く、常に大企業との密着といふことで、中小企業に犠牲がいられていくといふ形は、私は直していくべきだと思います。不適当だという点は、大企業に貸したほうが、確かに返りも早いでしょ
う。検討してみると、どちらが、確かに返りも早いでしょ
う。

○國務大臣(愛知揆一君) いまのおことばの中、大企業云々といふことがありましたが、そんなことを絶対に考えておるわけじゃないので、資金運用部資金の運用先について、より以上に中小零細の向きに、国民の大好きな零細な資金が集まつた大事なお金だから、より有効適切に使おうといふことで、すでにいろいろの発想の転換をしたや
り方をやつておるのですから、その方法は、信用金庫に直接貸しをしないから大企業だといふことは私は受け取りかねます。

○竹田四郎君 確かに、それは資金運用部の金

直接大企業に貸しているということはないでしょ
う。まあ公社、公団、事業団あるいは開発銀行そ
の他の政府関係金融機関を通じて貸しているわけ
ですよ。実際には開銀を通じて貸している。まあ
輸銀の場合はかなりの修正をしたと私は思います
けれども、開銀の場合には必ずしもそうではあり
ません。開銀の貸し出しのシエアを見ても、やは
り大きなもののはうが多い。そう考えてみると、
この資金運用部の金だつても、厚生年金の資金に
いたしましても、郵便貯金の資金にいたしまして
も、これはやはり中小企業から出ている金とい
うのは、私は相当なものだと思う。それがもつと利
用しやすいような形にしていくというのは、金を
出した立場からいえば当然だと思う。たとえば、
厚生年金の還元融資というようなこともやっている
というのは、一般国民が金を出している、こう
いうところから還元融資をやっているわけなん
です。そうであるならば、私は、考えたってこれは
ちつともおかしくないことだと思います。たい
へん大臣、ごきげんが悪いようでございます
が……。(笑声) 私はそう思わない。もう一回お
答えいただきたいと思います。

○国務大臣(愛知接一君) その点については、何
べんお答えしても繰り返して申し上げるだけであ
りますが、要するに、中小零細金融に対し、資
金運用部資金を流す方法として、直接信金を持
っていくのがいいか、それとも現に三金融機関とい
うものが国家的にあるわけですから、そのルート
を通して十分お役に立てるほうがいいのか。要す
るに、方法論の問題ですか、方法論として、あ
なたは信金に出せとおっしゃる、それも一つのお
考えでございましょうが、これは総合的に考え
て、何も信金に直接出さなくとも、より適切有効
に、先ほども私営の機関であれば、公共機関であ
りましても、窓口でなかなか政府の意思が徹底し
ないということを率直に私は認めているので、そ
れは国民金融公庫や、あるいは中小企業公庫や、
あるいは商工中金というようなほうが、もつと適
切に政府の意図が浸透するのではないか、こうい

う配慮から、増すならばむしろそちらのほうを考
えることが、現制度下においては私は適切だと思
いますと、こう申し上げているわけあります。
輸銀の場合はかなりの修正をしたと私は思います
けれども、開銀の場合には必ずしもそうではあり
ません。開銀の貸し出しのシエアを見ても、やは
り大きなもののはうが多い。そう考えてみると、
この資金運用部の金だつても、厚生年金の資金に
いたしましても、郵便貯金の資金にいたしまして
も、これはやはり中小企業から出ている金とい
うのは、私は相当なものだと思う。それがもつと利
用しやすいような形にしていくというのは、金を
出した立場からいえば当然だと思う。たとえば、
厚生年金の還元融資というようなこともやっている
というのは、一般国民が金を出している、こう
いうところから還元融資をやっているわけなん
です。そうであるならば、私は、考えたってこれは
ちつともおかしくないことだと思います。たい
へん大臣、ごきげんが悪いようでございます
が……。(笑声) 私はそう思わない。もう一回お
答えいただきたいと思います。

○竹田四郎君 まあ私は、大臣と見解を異にいた
しますから、まあ一部は大臣の言うことも私もよ
くわかります。全体的に大臣の言うことはそのま
まだいうふうには思わないわけであります。
これは私も今後検討してみたいと思います。現在の
ような非常に急に金融引き締めという段階に入っ
た中小企業としての立場といふものは、私は、も
う少し配慮があつていいのだ、こういう立場か
らお尋ねをしたわけありますから、今後こうし
た問題については私も検討してまいりたい、こう
いうふうに思うわけであります。

○竹田四郎君 いかぬことだけれど、やつてゐるの

間、何かこういう面の質問をしますと、だいぶそれ
は解消されたのだ、あるいは一部やるものは企業
のためを思つてこういうことを考えてやつてある
のだというよ、まるで、その歩積み両建てが
企業に恩恵を与えてやつてているのだというよ
うなことを言わぬばかりの発言であったのですが、こ
れは私は、非常に残念だと思ひます。今日であつ
ても、非常に歩積み両建てといふのはますます行
なわれているわけですよ。金を借りようと思えば、
必ず預金をしろ、預金をしなければ金を一切貸さ
ない、こういうわけです。信用保証をつけたて、
なかなか簡単に、銀行が信用保証をつけさせると
いうこと、信用保証をつけたものを、保証協会
が信用保証をつけたものについて貸し出すとい
うのじゃなくて、逆なんです。こういうような形と
いうのは、私は、金融が逼迫している今日、ます
ますこれは問題があるうと思ひます。この辺は一
歩積み両建てといふのはやつちやいけないこと
が、私はなつていて、いうふうに理解しているので
すよ。公然とやられているわけです。これはひと
つ銀行局長、どういうふうにお考えですか。

○国務大臣(愛知接一君) 歩積み両建てはいかぬ
ことでござりますから、したがつて、私は、つい
一週間ほど前の全国銀行大会の際も、いまだに歩
積み両建てといふようなことが世間の指摘を仰い
でいるようなことはまことにしからぬことであ
る、厳粛にこれをやめてもらいたいということを
特に強調いたしました。嚴重にこれは今後とも取
り締まります。これはいかぬことであります。
○竹田四郎君 たいへんここで聞くと、私、頗る
しく、たいへんうれしく思うのですよ。しかし、
現実に下へいってみると、きょうも、きのうも同
じようにやられているのですよ。幾らあなたがそ
ういう何か赤ワクで、動員して、通知をしろとい
たとえば、預金担保の貸し出しというような一つ
のカテゴリーといふものも、たとえば、期限前に
預金を引き出すときには、そういうかつこうでや
られておるというよ、いろいろな言いわけに
なるようなことが、事実金融の慣行としてあるこ
ともこれまで事実だらうと思います。ほんとうに
預金者がそれで納得してやつておるものと、そう
ならないものを区別するために、私どもは先月前
に拘束通知というものを明らかにいたしました。
この預金は自由にお使いくださいということを赤
いワクをつけまして、その見出しも従来とは違
いまして、全部の預金者に通知をいたして
おります。ただ、公取のほうの調査によります
と、そういう通知を、来たといふことをなかなか
承知していない預金者の方がおられまして、そ
ういうものをもらつてないのだというよ、実例が
あるようござります。それはその非常に残高証
明とまぎらわしいよ、うなこともござりますので
す。そういう拘束通知を、これは担保にいただいてお
りますと、それから、これは御自由にお
使いくださいといふことをはつきりさせて、その
計数を私どもに報告をさせて、こういう形で指導
をするというのが一つと、あとはもう検査で見つ
け次第にその是正をやつしていくという二つの手段
で、もうここ二十年來の古い問題でござりますが、
その間の努力としてはそういう形しかめ手がな
いというのが正直なところでございます。それを
さらに徹底させていくということをやっていきた
いと思います。

○竹田四郎君 たいへんここで聞くと、私、頗る
しく、たいへんうれしく思うのですよ。しかし、
現実に下へいってみると、きょうも、きのうも同
じようにやられているのですよ。幾らあなたがそ
ういう何か赤ワクで、動員して、通知をしろとい
たとえば、預金担保の貸し出しというような一つ
のカテゴリーといふものも、たとえば、期限前に
預金を引き出すときには、そういうかつこうでや
られておるというよ、いろいろな言いわけに
なるようなことが、事実金融の慣行としてあるこ
ともこれまで事実だらうと思います。ほんとうに
預金者がそれで納得してやつておるものと、そう
ならないものを区別するために、私どもは先月前
に拘束通知というものを明らかにいたしました。
この預金は自由にお使いくださいということを赤
いワクをつけまして、その見出しも従来とは違
いまして、全部の預金者に通知をいたして
おります。ただ、公取のほうの調査によります
と、そういう通知を、来たといふことをなかなか
承知していない預金者の方がおられまして、そ
ういうものをもらつてないのだというよ、実例が
あるようござります。それはその非常に残高証
明とまぎらわしいよ、うなこともござりますので
す。そういう拘束通知を、これは担保にいただいてお
りますと、それから、これは御自由にお
使いくださいといふことをはつきりさせて、その
計数を私どもに報告をさせて、こういう形で指導
をするのが一つと、あとはもう検査で見つ
け次第にその是正をやつしていくという二つの手段
で、もうここ二十年來の古い問題でござりますが、
その間の努力としてはそういう形しかめ手がな
いというのが正直なところでございます。それを
さらに徹底させていくということをやっていきた
いと思います。

はうだ。

○政府委員(吉田太郎一君) 最近中小企業庁で二月、五月ということで、この手形サイトなどについて調べております計数がございます。現在までのところ、御承知のように、各業種を通じまして中小企業庁は百二十日以内という指導をしておりますが、その調査によりますと、平均はその中で大体百八十日というような数字になつております。もちろんそれとも平均でござりますので、エーートで申しますと、やはり九十日から百二十日までの多いが、それをこえておるものもござります。あるいはそれ以内というのもございますが、各種を平均いたしますと、百十八日といふような数字を持っております。

それから私どものほうから、今度は協会を通じて聞き取り調査をしておりますが、現在までのところでは、この中小企業庁の感じと大体同じでございまして、従来の引き締め時でございますと、非常に金融機関が割り引きに困るような長い期間が出てきたが、現在までのところはまだ出てきてないではないかというような感じであります。もちろん例外はあるうかと思いますが、総体的にそういうふうに承知をしております。

○野々山一三君 関連。

いまの歩積み両建ての問題ですけれども、金融機関なんかそれはできないといわれるわけです。

歩積み両建ては禁止されておりましたので、けれども、あなたがよろしければこれ何割はしてください。それでなければこちらのほうはちょっとと都合が悪いですと、非常にことばのあやなんですがけれども、やつちやいけませんことになつておりますからやりませんが、しかし、幾ら幾らはやつてください、そしてくださいことがけつこうです。これにひつかかちやつて、ずっとかかるわけですね。そのところがいまああなたの言われる、竹田君も指摘したように、やつちやいけないことやをやらせる、歩積み両建てをやらせませんと言つた。ことばではそう言っておつても、ことばのあやで実際は詰まっている。詰まっているという

か、つまり事実上はやられている。拘束預金をや

らされる。それから、普通預金でつこうですかね、何割はやってください、それで、おろしに行きますとこれはいけません、こうなるわけです。

そのところをひとつ嚴重に処置をしなければ、これは相銀協会でも、あるいは信金連でも、幹部においません、こうおっしゃるけれども、実際は、一ということがあるが、非常にもう現実的なんですね。そのことばのあやを的確にとらえて、金融の結果的な処置に困っている諸君が行くわけです。行くと何割かやられるということがくなつていることを直視しなければ問題は解決しない。そのことをひとつ注文として申し上げながら、もう一回答弁してください。いまの竹田さんへの答弁では物足りない。

○政府委員(吉田太郎一君) 歩積み両建てという表現と、拘束預金という表現と一つございますが、いわゆる広い意味で拘束されている預金といふもののカテゴリ一は、一番右の端には、明らかに法律的手続きを踏んで担保としてとつていると

いうのが一番右にあります。それから、法律的に手続きを踏んで担保としてとつていてある法律的に手続きをとらないで、ただこれは担保としてとつておきますよという合意、そこに問題がありますが、合意と称するものができていているといふものが一つございます。それからもう一つは、そこまでいかないで、ふだん債務者の方が、同時に定期預金をしておられる。あるいは日掛け文句を言われるという段階に至るようなものまでございます。

私どもは、まず、法律的に手続きをとつておきたいと思います。それは、これはきわめて明瞭で、からつとした取り扱いである。これは金融取引としてやむを得ないもの

形態的にはやはり拘束の預金ではございます。それが、いわゆる歩積み両建てというもののかタゴリーには除くべきかと思うわけですが、しかし、

問題は、非常に貸し手市場である。金融機関

が、強い立場で、それを利用してにらみをきかしているものに対して、これをどう征伐していくかということだと思います。そこで、一番私どものほうにおっしゃって来てほしいといふことで、実は財務局のほうで相談所を開けていたのですが、それを言うのもなはだ人情を解しないやり方じやないかと、いまの債務者がそんなことを言つて来るかというようなこともございませんかがばかしくいかない状況になつております。

そこで、通産局と相談いたしまして、通産局のほうにも言えるようになります。あるいは商工会議所にも言えるようになります。そこで、やつているわけですが、そこは、なかなかあととのあたりをおそれでやつてないというのが、能率のいきさつなんですか。ただ、それにしても、だからしようがないのだということではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持ってきて下さいといふことだといふことではなくて、それでは、せめてその中で通知をしない。証文を持っていらっしゃるだけは拘束しているのです。その証文がなければ、われわれのところへ持てきて

は、ほんとうにこれは遺憾千方であると思いましてから、そのとおりの気持ちを全国銀行大会で申しました。

これは余談になりますけれども、ことしの銀行大会には、外国の報道関係の連中がずいぶん多く来ておりましたし、ことし初めてだそうでありましたが、同時通訳をやつた。

で、そういうわざ内外環視の中で、所管の大蔵大臣が、いまだに歩積み両建てでいうようなそりを受けることは遺憾千万であるということを、声を大にして申しております。通達のことときは、私はかつて役人をしておったときにもやりましたが、通達なんかは、もう何十枚か、もっとそれ以上かと思います。

まあ、知恵をしほっておりますし、まことにこれは弱身につけ込んでというか、そういうまことにビヘービアとしておもしろくないことございまして、この歩積み両建て問題があらためて今日問題になつてているのは、やっぱり金融がタイトのときに、必ずこれが金を借りたい人にに対する重圧になるわけでございますから、ひとつなるほど御指摘のとおり、知恵を出すのは大蔵省でござりますから、出すべきであり、十分ひとつまたあらためて徹底的な措置を考え、かつ実行したいと思っております。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、協力する意味合いでおいてひとつについて大臣にお伺いをします。

その第一点は、中期定期預金の創設問題についてであります。が、預金創設をやるのかやらないのかですね。やるとすれば一体時期的にいつごろなのか。

それから、やつた場合ですね。かりに——まだ答弁いただいておりませんから、明らかにこれ、いま大臣等が実行しようとするものは一つの目的預金ですね。いわば消費抑制なり、あるいは手元流動性の吸収、あるいはそういうことによつて吸い揚げた金を住宅ローンの資金にする等々いろいろ構想があるようあります。そういう

ことで、制度上、技術上一つ難点がないのかどうか、現行。これは私の理解では初めて今回採用されたけれども、日本の場合、今回初めてじやないかと思うんですが、そういう意味合いで、中期預金制度というようなものは、諸外国ではありますか。現行。これは私の理解では初めて今回採用されるのじやないか、日本の場合は、今まで中期度上、技術上、一体難点がないのかですね。この辺の見解もひとつお伺いをしたいと思うんです。

それから、この制度が実行された場合に、直接

金融相互間の資金シフトが起こらないのか。あるいは都市銀行、ことに上位銀行ですね、そういうものの銀行の寡占体制におちいらないのか。あるいは高金利預金制度をとるわけですから、どうし

ても郵便貯金とかもうすでに大蔵省と郵政省の中

ではいろんな問題が起きているようあります。そういうものをとつて、こうという考え方のようであ

りますけれども、いま、現在私たちが一番突き当

たっているのは、たとえば日銀かせぎの商売をやっている人ですね、日銀かせぎ。たとえば、仕立て屋さんの三名か四名で五十万か六十万何とか

借金をしたい、そういうもの、あるいは小さな店

をかまえて、そしてまあ二十万か三十万何とか融

資をしてもらいたい。確かに中小企業の信用保証

協会というものがありますけれども、しかし、こ

こへ持つて行つても、たとえば、ガソリンスタン

ド一つ設置をする。おおむね八百万円見当かか

る。ところが、田一町歩ぐらい持つておつて、三

反歩くらいの土地を提供して、そこでガソリンス

タンドを、最近農村地帯でもやっていこうとい

うなとき、金がないから、そこへ行きますと、

一町歩ぐらいの田んぼを持っていれば、見返り資

金、いわゆる担保と名のつくものがありますか

けでありますけれども、これをもつてまた一段と

深刻化させていくのじゃないだろうか、こういう心配が非常に起きております。

ことに私は、その中で聞きたいのは、金利体系

がどうなつっていくのか。さしあたって郵便貯金の

場合、いままでわれわれが理解をする構想の内容

といふものは、大体金錢信託の五年ものないしは

三年もの、あるいは一年半、こういったものの金

利体系の中間を採用したようありますけれども、

も、そういう問題できますと、どうしても私は、

もつてそういうものに対して危険負担行為的

ななるべくすみやかに結論を出したいと考えており

ますし、来月は実行の運びに入りたいと、こうい

う、こういう事態になりはしないかという四点等の中身についてひとつお答えを願いたいと思うのであります。

それから、いわゆる第一次公定歩合引き上げまで進んできたのであります。今後三次、四次といふか。それで信金等は全国協会連合体制をとつて、それが受け手として当面の長期供給安定体制、この間日銀總裁の意

見を聞きましても、その前途の見通しについては

いくつかどうかということは、この間日銀總裁の意

見言をしませんでした。大臣、この第三次ないし四

次と、今後の経済状況の推移によっては再度また

金融引き締め、公定歩合引き上げ、こういうもの

を一体実行する気持ちがあるのかですね、あるいは

またそういうところからくる中小企業に対する不

運営困難、そういう問題に対してどう一体打開策

をやっていくのか。この辺の打開策、政策、そ

うものがありましたらお聞かせを願いたいと思

います。

時間がありませんから、きわめて簡単に三点に

ついてお伺いをいたします。

○國務大臣(愛知揆一君) まず、第一の中期預金の問題でござりますが、中期預金という問題が世

上の話になりますからもう半年以上たたます

が、それくらい実はこの問題が与える影響が大き

いと思いましたので、ずいぶんいろいろの点から

慎重に検討を進めてまいりましたし、それから、

まあ常識語で言えば、根回しと申しますが、各方

面の協力というのも必要と思いまして、だんだ

ん煮詰まつてまいりましたし、間もなく一つの線が

出し得るかと思ひますが、やはりこれは金融制度

調査会にも御了解を得なければなりませんので、

なるべくすみやかに結論を出したいと考えており

ますし、来月は実行の運びに入りたいと、こうい

うふうに考えております。

その考え方といたしましては、やはりいろいろの意味で、一面におきましては、過剰資金ということが指摘される状況でございますから、国民に貯蓄手段のバラエティーを持つてもらうことがないのではないか。

それから、御指摘がございましたように、これは大金融機関だけに有利になるような状況ではない。それから、一般的に預金の金利というものを考えなければならない。これは貯蓄増強ということから申しましても、あるいはまた金利が相当高い。これは国際的な情勢でございますから、貯蓄手段のバラエティーということから申しましても、金利問題も含めていろいろの方策がなければならぬ。その一環として中期性の預金というものを位置づけて考えることが妥当ではなかろうかと考えております。

それから、郵便貯金との関係は、これまでいろいろ問題ございますけれども、郵政省との間もだんだん話が進んでまいりまして、さらに、私としては、郵政大臣と近く十分相談をいたしまして、権衡をとりながら、双方ともに好ましい結論を出したいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから、その次は、中小零細金融に対する資金対策でございますが、これは先ほど竹田委員にも詳しく御説明いたしました、ある点においては意見が食い違うわけでござりますけれども、やはり政府としては、現行の制度のもとで一番適切にかつ実効性があるのは、政府関係三機関を活用することであると考えますので、今年四月から今までに至る間におきましての三機関の融資ワク、これはほぼ実績とお考いただいてもけつこうで申し上げたのですが、前年同期に比して五割四分以上の資金を配当し、かつこれが使われている。こういうふうな状況で、この方向に重点を置きたいと考えております。そうして同時に、この資金は、信用金庫も含めまして、代理貸しを大きい

にお願いしているわけですから、間接ではござい

ますが、信用金庫等の活躍の余地がそこに期待できますが、商工会議所あるいは商工会等の系統の御協力をいただきながら、国民金融公庫が窓口的に御協力をすることになっているわけで、いわゆる従来的な金融というもののワクからはみ出している考え方だと思いますが、これはほんとうに試みでござりますから、本年度の成り行きを見ながら、さらに一段と改善措置を講じてまいりたいと思いま

財投資金については、先般、財投関係の法律制度を政府としては改善いたしたい、国会の議決の対象にしたいということで、法律を制定していくだ

いたわけですが、それに関連して、これら積立金等含めまして、いろいろ今後の活用については積極的な建設的な御意見をいただいて、その方面にさらに傾斜する運用が必要だと思いますので、それとあわせて考える場合に、信金関係を法律改正までお願いをして、直接財投資金を流すということは、今日の段階においては私は適当でないというふうを率直にお答えしました。それは

おまえの考えは間違いだということで、意見の分かれというふうに相なったわけですが、そういうふう次第であります。

それから、信用保証協会については、本年度予算におきましても、さらに一段と活躍を充実するよう配慮いたしておりますが、それが、やはり信金保証といふものは、中小零細企業に対しても相当有効なものであると考えますので、さらにつつと充実をいたしたいと考えます。それから、御承知のように、このすそ野に対してもっとと広く担保などの問題をあわせて考えるべきである——これはごもつとも、政府といたしましても、今年度においては、御案内のように、

無担保無保証という制度も始めて、これはまだ試みの段階でございますが、年度中のいいよいよ七月からこれが実施されるわけでありますけれども、その状況等を見据えまして、この方式がよろしいか、あるいは別途のやり方がよろしいか、それも非常な注意を払つておるわけでございますが、現在までのところは、金融の引き締めによつて倒産に追

のような方向にしたらいいか。これは初めての試みで、商工会議所あるいは商工会等の系統の御協力をいただきながら、国民金融公庫が窓口的に御協力をすることになつてますと、ほかの原因が、比重が非常

い込まれたということはないと言えど、言い過ぎかもしれません、ますないと申し上げてもいいんじやないか。これは一件、一件の倒産の実態など

繰り返して恐縮なんですが、竹田委員の御指摘もありました小原全信協会長が当委員会で証言をされたこともごもつともございませんけれども、これは現在の法制では、直接に財投資金を投入することはできぬことになっておりますし、また、さ

れられたこともごもつともございませんけれども、これは積立金等含めまして、いろいろ今後の活用についたわけですが、それとあわせて考える場合に、信金関係を法律改正までお願いをして、直接財投資金を流すといふことは、今日の段階においては私は適当でないというふうを率直にお答えしました。それはおまえの考えは間違いだということで、意見の分かれというふうに相なったわけですが、そういうふう次第であります。

それから、金利の問題でございますが、公定歩合をどうするか。これも先ほど竹田さんにお答えいたとおりでございまして、現在は、政府といたしましても、オーバーキルの心配というもののも、やはり民間設備、国民の全般的な消費、いろいろの先行指標等から見ても、まだまだ過熱を抑制しなければならない。総需要抑制の段階であると考

えましたので、五月の末に公定歩合の引き上げ

と、預金の準備率の引き上げを同時に併用したわけです。こうして今後の状況を相当やはり短期的に見て、機動的な政策運営をしていかなければならぬと思いますが、同時に、公定歩合といふものが、やはり民間設備、国民の全般的な消費、いろいろの先行指標等から見ても、まだ過熱を抑制しなければならない。総需要抑制の段階であると考えましたので、五月の末に公定歩合の引き上げ

と、預金の準備率の引き上げを同時に併用したわけです。こうして今後の状況を相当やはり短期的に見て、機動的な政策運営をしていかなければならぬと思いますが、同時に、公定歩合といふものが、やはり民間設備、国民の全般的な消費、いろいろの先行指標等から見ても、まだ過熱を抑制しなければならない。総需要抑制の段階であると考えましたので、五月の末に公定歩合の引き上げ

。

○鈴木一弘君 一つは、この法案の提案理由のことからなんですけれども、いろいろございました

が、中小企業の業務の国際化、それから資本の調達の上昇、金融サービスに対する社会的要請の多様化、こうことでなつてきております。そ

して資本金の限度額がおののおの相銀が四億、信金が二億、信用組合が一億というふうになつておりますが、その根拠を一つ。

それからもう一つは、中小企業の定義が、基本法についている中小企業の定義と、それから、この引き締めるべきものは引き締め、そして一面においては、国民の生活環境、福祉環境の是正というようなものについては引き延ばしをしないでやっていく。要するに、財政においても、一種の窓口指導というようななつこで、さらに真剣に取り組んでいただきたい。こういうふうに考えております。それから、倒産の問題でございますが、これは

現在の私の見方いたしましては、これにも非常な注意を払つておるわけでございますが、現在までのところは、金融の引き締めによつて倒産に追

どういふ感覺のとらえ方の違ひがあるのか、その二点をまずお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに中小企業基本法に申します中小企業という場合と、それから、中小企業金融の関係において申します中小企業という場合とは、必ずしも同一とは言えない点があらうかと思います。もう先生御承知のように、いわば大企業に対する金融という方が一方でございます。それから、その次に、大企業以外の金融の中に、いわゆる中小あるいは零細金融というように、だんだん色の濃淡が出てまいつておるという関係が事実だと思います。その場合の金融面からいたしまして、資本金の大きさということが、必ずしも資金需要といふものと符節しないという点が、金融面における中小企業というものの考え方の特色ではなかろうか、かようになります。そういう意味からいたしますと、中小企業基本法におきます中小企業の定義といふのを、資本金、それから従業員数ということをやつておることも確かに一つの意味ではございますが、それだけで考えてまいりますと、中小企業金融という面の疎通からいたしますと、まだ実際に合わないといふ面がござりますので、中小企業基本法の精神にのつとりながら、その考え方を体して、それを中小企業金融の資金需要面に当てはめてまいりますと、現在御提案申し上げておりますような会員資格の点でござりますとか、その他のこういうことになつてしまふわけござります。

○政府委員(吉田太郎一君) まず、不動産向け融資の規制に対する実績と計画という形で、私ども

資料から見ましても、製造業への貸し出しの増加よりも、非製造業へ、特に不動産業へ対しての貸し出し残高が非常にふえてきてる。特に、この四、五年の間に、昭和四十四年あたりに比べると三倍近く不動産等に出ている。卸売りサービス等に少ない。こういうことがわかつてまいりました。そういうことで、いままで金融機関が関連不動産会社に役員を出向させるなど、多額の土地の関連融資をやつたということで、非常に今回この土地の値段が上がつたということから批判が出ております。けさの新聞でも、土地高騰の問題が、マイホームの夢をむざんにも碎くということが出でおりますけれども、こういう状況がありますが、マイホームの夢をむざんにも碎くということが出ておりますけれども、こういう状況があります。私は、この点で、この土地関連融資をどういふように大蔵省はつかんでおられるかということが一つ。いま一つは、いまのようなことについての実態調査の結果はたしてどういうように改善されてきたのかということを聞きたいわけであります。私は、この点で、この土地関連融資をどういふように大蔵省はつかんでおられるかということについての実態調査の結果はたしてどういうように改善されてきたのかということを聞きたいわけであります。私は、この点で、この土地関連融資をどういふように大蔵省はつかんでおられるかということについての実態調査の結果はたしてどういうように改善されてきたのかということを聞きたいわけであります。

○政府委員(吉田太郎一君) まず、不動産向け融資の規制に対する実績と計画という形で、私どもが、ほかの一般の貸し出しの伸び率と同程度にするようにといふのが基本的な考え方でございますが、先ほど御指摘ございましたように、昨年秋は非常に高い伸びが、アンバランスな伸びが不動産向けになされ、おつたわけでござります。非常にそういうものを、総貸し出しの伸び率に押さえにくということになりますと、非常に急傾斜でこれを押えていくことになるわけでござります。それを四月から六月までの間に実現するという計画で年初来やつておるわけでございまして、大体この辺のところは所期どおりの計画が達成される状況でございます。まだ六月が終わっておりませんが、たとえみますと、都市銀行の場合でございますと、不動産業に対する伸び率は、昨年暮れが、三ヵ月間の増加額が一五%でございますが、四月から六月は、これは三%の伸びになる予定でございます。一般不動産業に対する貸し出し。たゞ、そのほかに、住宅向けと、それから住宅ローンと、地方公共団体は除外しておりますが、一般不動産向けは三%前後になつておる。地方銀行も大体同様でございます。相互銀行も三%を割る、信用金庫が三・八%というような状況に推移するようになります。大体、従来のような非常にアンバランスな不動産向けの融資というものは不動産向けは三%前後になつておる。地方銀行も大体同様でございます。相互銀行も三%を割る、信用金庫が三・八%というような状況に推移するようになります。大体、従来のような非常にアンバランスな不動産向けの融資というものは正されていくものと、こういうふうに考えておられます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私からもお答え申し上げたいと思いますが、不動産融資については、たゞいまお話をございましたように、昨年末ころまでは、金融機関の方々から言えども、需要があったから貸し出しをしたんだと、これはまあもつともだと言わざるを得ないと思ひます。むしろ、そうなつたことは、責任を問わるべきとすれば、政府の側であつて、金融機関のほうには、まだその当時は、窓口規制あるいは土地関連融資の規制といふことは発動は必ずしも的確にやつておりませんでしたから。そして現在は、いまさら申し上げるなりますように、と申しますのは、私どもの考え方

が、ほかの一般の貸し出しの伸び率と同程度にするようにといふのが基本的な考え方でございますが、先ほど御指摘ございましたように、昨年秋は非常に高い伸びが、アンバランスな伸びが不動産向けになされ、おつたわけでござります。非常にそういうものを、総貸し出しの伸び率に押さえにくということになりますと、非常に急傾斜でこれを押えていくことになるわけでござります。それを四月から六月までの間に実現するという計画で年初来やつておるわけでございまして、大体この辺のところは所期どおりの計画が達成される状況でございます。まだ六月が終わっておりませんが、たとえみますと、都市銀行の場合でござりますと、不動産業に対する伸び率は、昨年暮れが、三ヵ月間の増加額が一五%でございますが、四月から六月は、これは三%の伸びになる予定でございます。一般不動産業に対する貸し出し。たゞ、そのほかに、住宅向けと、それから住宅ローンと、地方公共団体は除外しておりますが、一般不動産向けは三%前後になつておる。地方銀行も大体同様でございます。相互銀行も三%を割る、信用金庫が三・八%というような状況に推移するようになります。大体、従来のような非常にアンバランスな不動産向けの融資というものは正されていくものと、こういうふうに考えておられます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは一般論としてはいろいろ論議の対象に私はなる問題であると思いますが、ただ四十七年、昨年当時におきまして余裕金の運用として行なつたことであつて、この余裕金の運用の一環としては、御案内のように、国債を中心として有価証券を大量に保有しておるわけになりますし、コールレートが大幅に低下して、四十七年三月末で申しますと、総資産の二四%になつておるわけあります。石油開発公團に対する貸し付けは、政府保証がつけられておりました。コールレートが大幅に低下して、四十七年当初におきましては、全信連の資金の当時の運用先としては、不適当なものとは言えない、本来

からいえば、また現在のよろんな状況及び今後におきましては、十分こうした点にさらに一そらの配慮を加えるべきものであると、かように存する次第でございます。

○鈴木一弘君 すると、本年百二十億円の予定云々といふのは、これはどうなつてまいりましようか。

○政府委員(吉田太郎一君) この辺のところは、今後まだ必ずしも確定いたしておりません。あくまでいま御指摘のように、全信連といふものが余裕金の範囲内でやつしていくと、ほんとうの資金需要、必要な資金供給を圧迫しない範囲で、と云ふことで、私どもは、総資金量の一五%の範囲内において全信連が金融機関として判断をしてやつてしまつてもらいたい、こういうたてまえをとつておりますので、これはいわば性質的には、政府保証債に匹敵するものという考え方も成り立とうかと考えられます。その辺のところは、むしろ全信連のまず判断を聞いた上で私どもは考えてみたいと思つています。むしろこれは全信連の貸し付けて考えるのか、資金運用の一形態としての運用と考えていくかとなりますと、むしろ余裕資金の運用、支払い準備の運用として考るべき性質のものもあるうかと考えますので、石油備蓄計画とのかね合いで、今後もう少し様子を見てみたいて考えております。

○鈴木一弘君 どうも私はその点が、これはすきつとしないのがあたりまえなのかも知りませんけれども、両面を持つたようないい御答弁であります。本来としてはあんまり好ましいことじやないんじやないかと、何かそういうふうにしか考えられないわけであります。まあ石油備蓄ということは必要なこと、石油開発が必要なことは十分わかっていますけれども、といって、政府保証があるから国債運用と同じようによると余裕金を運用されるというやり方がはたして妥当かどうかと云ふことは、これはもう一べん考え方をしていただかなきやいけないんじやないかと思ひます。その点は意見にとどめておきます。

その次に、ことしの五月の企業の倒産状況、この問題を見ますというと、件数も多くなつていまし、負債も非常に多くなつてきている。倒産件数が六百九十六件、対前月比でもつて一七・八%。前年同月比で九・三%というふうに、とにかく一年五ヵ月ぶりに高水準という未曾有のものになつております。今後また夏から年末へかけて本格的な金融引き締め、先ほど大臣の答弁では、それだけが原因ではないと、こうおっしゃつております。また、その点もあると思ひますが、そういうふうに金融引き締め等の効果が浸透するに従つて中小企業の倒産があつえるだろうと、まあこないうふうにいわれております。内容としては、もう完全なインフレ倒産というような感じですね。いろんなのが上がつてきて、そういうふうに倒産といふような形をとつてきたんじやないか。

○鈴木一弘君 で、先ほども対策については伺いましたけれども、その御答弁では、三機関、政府金融機関を云々ということが、かなり言われておりましたけれども、それだけでいいんだらうか、むしろ今回の金融引き締めの中で、相銀や信金の窓口までも規制をしまして、そういう行き方が少し行き過ぎともうようないい面が全然なかつたのかと、私どもはそういうふうにいいます。これなんとかは確かに守つていかなきやならないといふ基本的政策があります。土地の投機の失敗といつたほうがはつきりしています。中企業を育成しなきやならない、そういう大きなものがあります。これなんかは確かに守つていかなきやならないといふ基本的政策があります。ただ、それだけじやないと、そういうのはありますけれども、いま一つには、これからあとで質問しようとするだろうと思いますが、それ以外にもやはり、それがだけじゃないと、そういうのはありますけれども、思つていますが、建設業で資材や人件費が上がつたということがあります。また、しかし、それ以後はどんどん上昇していく感じ、物価その外のほかのものといふことになりますと、やはり資金繰りが一方で詰まつてきているのに、景気だらうかということを考えないわけにいかないわけになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) この倒産の関係は、先ほど申しましたように、五月に入つて、企業の倒産が件数も金額とともに増加いたしております。その点は見てみますと、これは大蔵省だけの見方ではありませんでございますが、いわば土地ブームといふか、レジャー・ブームといいますか、それに関連して手形を乱発している事例が多い。で、一様にして言ふわけですが、しかし、ときあたかもおるわけでございますが、しかしながら申さつておられるわけですが、しかしながら申さつておられるわけですが、これが今後の倒産等に影響を及ぼしてはならぬと、この点については非常に頭を悩ましておるところでございます。金融引き締めの影響によって倒産が増加しないように、この点についても今後とも十分努力してまいりたいと思います。金融政策のあり方につきましては、先ほど来申ししておりますように、ほんとうにきめのこまかい指導をやっていかなければなりませんが、やはり率直に言って一番たよりになるのは政府関係三機関、これは最近における輸出関連中小企業対策としても、やはりこの三機関を通ずる対策が一番端的に効果をあげたものと、こないうふうに考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 たしか大臣の答弁なさったように、今回非常に大きな倒産の中には、中日スタジアムの倒産によるところの連鎖倒産とか、そういう大きなものもあります。これなんかは確かに守つていかなきやならないといふ基本的政策があります。ただ、それだけじやないと、そういうのはありますけれども、いま一つには、これからあとで質問しようとするだろうと思いますが、それ以外にもやはり、それがだけじゃないと、そういうのはありますけれども、思つていますが、建設業で資材や人件費が上がつたということがあります。また、しかし、それ以後はどんどん上昇していく感じ、物価その外のほかのものといふことになりますと、やはり資金繰りが一方で詰まつてきているのに、景気だらうかということを考えないわけにいかないわけになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) この倒産の関係は、先ほど申しましたように、五月に入つて、企業の倒産が件数も金額とともに増加いたしております。その点は見てみますと、これは大蔵省だけの見方ではありませんでございますが、いわば土地ブームといふか、

レジャー・ブームといいますか、それに関連して手形を乱発している事例が多い。で、一様にして言つてはきわめて弾力的にやつておるというのが実態でございます。これがやはり一番大きな中小企業金融に対する一つのやり方の特徴でございまが、各地の相互銀行と連絡をとつて、ある程度の資金需要、大企業の資金需要がこちらに向かつてこないようという防波堤も必要だというところから、各地の日本銀行の支店長たちしますと、都市銀行あるいはその他の金融機関からはみ出された資金需要、大企業の資金需要がこちらに向かつてこないようという防波堤も必

つかれません。これがやはり一番大きな中小企業金融に対する一つのやり方の特徴でございまが、各地の相互銀行と連絡をとつて、ある程度の資金需要がこちらに向かつてこないようという防波堤も必要だというところから、各地の日本銀行の支店長たちますと、都市銀行あるいはその他の金融機関からはみ出された資金需要、大企業の資金需要がこちらに向かつてこないようという防波堤も必

あるいは私どもは中小企業の貸し出しの比率と言つておりますが、全金融機関における中小企業の割合が減らないようないう資料、データを注目しながら指導しておるといふことでやつていいたい、かように考えております。

○鈴木一弘君 まあいま言われたようなきめのこまかいといつても、現場へ行くとなかなかそなれませんので、その点はがつちりやつていただきたいと思つてます。

それから、この今回のインフレの中で、特に資材の高騰、原材料の入手難、人件費高騰と、こういうことによるインフレ倒産ということで三十四件も出てきたといふことが新聞に報道されております。その中で、建設業者が鋼材、セメント、木材の値上がりで倒産した。沖縄でも二件出たと、こういうことが出ております。沖縄で六件ですか、建設業が倒産していると。建設業だけでも九十何件だといふことなんですが、これをちょっと私も調べてみたのですけれども、建設業の方に聞くと、セメントが一応値上がりがとまつてきて、現在は一袋三百八十円程度になっている。一時は四百円をこえておりましたし、一千円出しても手に入らないという状況であったのが、二百八十円までは戻りませんけれども、一袋三百八十円程度。ところが、現在に至つてセメントが潤沢になつてきたと思うと、御承知のように、鋼材関係が非常に詰まってきた。私が聞いたところでは、H形鋼それからコンクリートの、打つときによく何かでこぼこしている丸棒がございますが、そういうものも、つい最近までは一トン三万円ぐらいだったのが、いま五万六千円もしております。そういうことがいわれております。これは実態は一体どうなんですか。しかも、それで足らないといふのです。手に入らなくて困つておると。もう一つは、建設の現場で使つてある例の、何と言うんですか、コンクリートの柱、パイプですか、あれがなくてなくて、手に入らないといふやうな、特殊な材料がみな今は再び不足して、インフレ様相を呈しておられます。そういうふうに業界

の人たちや、現場の声でわれわれは聞くわけなんですけれども、この点建設省はどういうふうに掌握をされておりますか、ちょっと伺いたいのです

○政府委員(原山義史君) 通産省の窯業建材課長が—建設は呼んであつたでしよう。

心といたしまして起こりましたセメントの需給逼迫が来ておりますので、担当課長が来ておりますので、担当課長からお答えしたいと思います。

○説明員(原野律郎君) 二月の末に中国地方を中心といたしまして起こりましたセメントの需給逼迫は、三月、四月と月を追いまして全国的に波及しました感がございます。しかし、三月におきますセメントの生産高が約七百七十万トンという過去の最高記録を出したこと、及び四月、五月の対前年同月比で三割以上の増産を行なつており、さらにはまた、第一四半期で新規発注予定でございました官工需を七月以降の第二四半期へ繰り越したと、また、連休、降雨あるいは労務者の確保難等による需要の減退等によりまして、五月の連休を過ぎましてセメントの需給は緩和に向かいまして、セメントの在庫量もふえ、私どもは全国七十九カ所に、小口需要者向けの袋物セメントのあつせん相談所を設けましたので、このあつせん相談所におきます受付件数もほぼ連日ゼロというような状態になつております。こうした需給の状況を反映いたしまして、セメントの価格のほうも、二月は、

非常に最近生コンのウエートが高まつておりますが、これまたセメントと同様の問題がござりますが、セメントにつきましては、先ほど申しましたが、セメントにつきましては、先ほど申しましたようなことでござりますけれども、これにつきましては若干骨材の問題がからんでおるわけでございます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

なお、コンクリートバイルにつきましては、四十七年度の生産高は、四十六年度に比べまして約二割増という形で推移しておりまして、価格のは

よりもこうした需要増を反映いたしましてやや強含みに推移をいたしておりますが、その程度は一割ないし一割二、三分一一二、三%という程度の

考えておるところでございます。
それから、コンクリートバイルもやはり生コンでございまして、一方公共工事におきましては、御承知のように本年度上半期の契約の繰り延べをいたしておることもございまして、セメントの需給逼迫が現時点で相当緩和いたしました。私どもといたしましては、セメントに関しましては、当面これ以上の悪化はないというふうに考えておるわけでございます。

それから、先ほどお話を鋼材、特にH形鋼等でございますが、確かに前年比で見まして、最近一割以上の価格上昇になつておるわけでございまが、やはり需要が特に民需を中心といたしまして、機械ございますとか、造船とか、住宅とか、いろいろの民需の増大によりまして逼迫しますが、通産省のほうにもいろいろ御要請申し上げまして緊急増産をやついていただいているわけでございます。その結果、これにつきましても間もなく鎮静化するというふうに私どもは期待をいたしております。

生コンでございますが、これも建設資材の中でも非常に最近生コンのウエートが高まつておりますが、これまたセメントと同様の問題がござりますが、セメントにつきましては、先ほど申しましたが、セメントにつきましては、先ほど申しましたようなことでござりますけれども、これにつきましては若干骨材の問題がからんでおるわけでございます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

なお、コンクリートバイルにつきましては、四十七年度の生産高は、四十六年度に比べまして約二割増という形で推移しておりまして、価格のはざいます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

なお、コンクリートバイルにつきましては、四十七年度の生産高は、四十六年度に比べまして約二割増という形で推移をしておりまして、価格のはざいます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

さて、セメントにつきましては、先ほど申しましたが、セメントにつきましては、先ほど申しましたようなことでござりますけれども、これにつきましては若干骨材の問題がからんでおるわけでございます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

なお、コンクリートバイルにつきましては、四十七年度の生産高は、四十六年度に比べまして約二割増という形で推移をしておりまして、価格のはざいます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

さて、セメントにつきましては、先ほど申しましたが、セメントにつきましては、先ほど申しましたようなことでござりますけれども、これにつきましては若干骨材の問題がからんでおるわけでございます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

なお、コンクリートバイルにつきましては、四十七年度の生産高は、四十六年度に比べまして約二割増という形で推移をしておりまして、価格のはざいます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

さて、セメントにつきましては、先ほど申しましたが、セメントにつきましては、先ほど申しましたようなことでござりますけれども、これにつきましては若干骨材の問題がからんでおるわけでございます。骨材もいろいろの事情から生産上の躊躇傾向を示しておりましたが、五月の中旬、下旬並びに六月の上旬に向かいまして、対前月の同旬比ではほとんど変わらない、ほぼ横ばいといふような状態になつてきております。以上がセメントの状況でございます。

の中で、円フロー後価格を引き下げるといふことはもうほとんどできない。ほとんどが価格を引き上げざるを得なかつた。ずっと中小企業の内容を見ると、円フロー分の為替差損を、いわゆる一〇〇%そのほかのいろいろなことで吸収ができる。しかも、コストが上がるということで、価格を上げざるを得ない。今までの価格の中に吸収できなかつたといふことがほとんどいわれております。そうして、すでに輸出の見込み、今後の成約の見通しも立たないといふようなことが出ております。中には滞貨が、輸出中小企業の中では、フロートに伴う契約のキャンセルが三十一社、百二十七件、九億五千七百万円。滞貨が五十社である。中には六ヵ月分サングラス、あるいは八ヵ月分ミュージックボックスというような滞貨のふえておるところもあるといふわけです。こういふところに対しては、特別な手当てを考えなきやいけないのじやないかといふことを感ずるわけなんですねけれども、その点のことと二つをお伺いして終わりたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) いざれもまことにござつともなことございまして、第一の、この物資の関係でござりますが、実は、私いたしまして

も、金融財政措置という、要するにお金に関連す

る対策だけでは、とても成果をあげると思ひます。いまづく各般の対策、そしとして結局需要と供給といふものがバランスがとれるようになることが、インフレ防止の一一番のきめ手であると思ひます。いま需要のほうは過剰であると見受けられますから、これは金のほうでも極力押えておるわけあります

が、一方供給については、輸入もございましょ

うし、あるいは増産もございましょうし、各般の手を、物資担当官庁においても十分のひとつ御協力をいただきたい。

それから、たとえば金融の引き締めや、公共事

業の実施にあたりましても、物資の需給関係を十

分配慮しながら査定と申しますか、規制をやらなければならぬ。ぜひそういう面からも物資需給の状況を的確に、金の担当のわれわれのほうにも見ると、常時密接に情報を提供していただきたいといふことがあります。そこで、経済閣僚間で申し合わせもできまして、その方向に急速に手が打たれつつあるわけでござりますが、今後とも金と物とを総合した対策によつて、需給の均衡をとり、需給がミートするようにいまして、これからも一そとの努力をいたしたいと思います。

それから、円の変動相場制移行によりましては、輸出関連においては御指摘のような事実が起つておりますし、したがつて、先ほども申し上げたわけですが、この問題が起つりましてから、早急に三機関で相当額の融資を実行し、また各金融機関としても、こうした業界に対しては、御相談に乗りながら、通産、大蔵の出先、それから金融機関とともに、こうした業界に対しては、御協力をしまりたいと思っておりますが、率直に言つて、この前の一昨年のときの円相場の変更にあつたて、中小企業対策を相当やりましたが、今回の場合には、企業の転換あるいは輸出向けの転換ということはもちろんござりますけれども、内需向け転換といふようにして、転換資金の供給、それから、その企業指導ということが積極的に展開されなければならない、こういうふうに存じまして、かりに、先ほど申しましたように倒産というようなことにならないように、更生措置ができますように、十分分配慮してまいらなければなるまいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○渡辺武君 最近、大企業のほうは、いわゆる過剰流動性問題でもはつきりあらわれておりますよ

うに、手元資金が非常にだぶつきまして、品物の投機だけじゃなくして、土地の買い占めなどに乗出しているという実情については、大臣も御存じだらうと思います。ところが、この中小企業、

特に、零細企業のほうは、円の切り上げだとか、あるいは自由化だとか、あるいは特恵関税制度だとか、いわゆる経済の国際化という政府の方針、さらにはまた、中小企業分野に大企業が進出するということについて、これを野放しにするという考え方で、経済閣僚間で申し合わせもできまして、その方向に急速に手が打たれつつあるわけでござりますが、今後とも金と物とを総合した対策によって、需給の均衡をとり、需給がミートするようにいまして、そのことが基本的にインフレ対策の根幹です。あるうと、こういう認識でやつておるわけでございまして、これからも一そとの努力をいたしたいと思います。

ところで、総理府の事業所統計を調べてみますと、昭和四十四年の数字で少し古いのですけれども、日本の事業所総数四百六十五万の中で、いわゆる中小事業所といわれるものが九九・三%を占めています。労働者で調べてみると、三千五百万人の労働者の中の七七・二%がこの中小企業で働いているというような状況です。特に、従業員十九人以下の小規模企業、これが全事業所の八一・二%を占めると、非常に大きな比重を占めておりますが、昨年十二月の数字ですけれども、各種金融機関の総融資額四十六兆八千九百七十億円の中で、相互銀行、信用金庫、それから信用組合、これの融資残高が合計して二兆六千六百七十億円、わずか四三%を占めているにすぎません。先ほど大臣は、今後政府系の中小金融機関、これらの融資を強めていくと、ということをおっしゃいましたけれども、これの融資総額が全体のわずか九%を占めているにすぎないというふうな実情です。中小企業が占めている比重の大きさからすれば、この金融の非常な比率の低さというのは、これは金融上大きな問題だというふうに考えます。大臣、この点を、これでいいとお考えになつておられるのか。まず、その点を伺いたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 全体の構成比を見ますと、御指摘の大体傾向で、全国銀行で四五・九%、それから相銀、信金、信用協同組合で四五・三、それから政府関係が、御指摘のように九・三というのが実情でございます。それから、中小企

業に対する貸し出しの構成比は、全国銀行で三五・七、それから相銀、信金等で九九・九、それから政府関係機関九九・六、それから全体の総計、全金融機関の中小企業向け貸し付けの比重、構成比が四八・四%、これが、四十八年三月末現在の数字でございます。

それで、これでいいかどうか。まあ現状がこうありますので、これは中小企業にも少し配慮すべきだなという感じはいたしましたけれども、相手の程度この構成比というものはよい姿になりつたるよう存じております。

○渡辺武君 私は、それじゃ困ると思うんですね。特に、中小企業といつても、比較的上位の中企業もあれば、資金に恵まれない零細な企業も

ありますし、特にその後者が圧倒的多数を占めているというのが実情でしょ。特に、私は申し上げたのは、相互銀行や信用金庫ですね、ここの貸し出し、最近一口当りの融資額が非常に大きくなつてきてる。そういう傾向があると思いますけれども、その辺の実情はどうなつておりますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 一件当たりの融資額について見ますと、比較をいつからいたしますか。という問題はございますが、四十三年と四十八年を比較いたしますと、四十三年の三月は、相互銀行の割合でござりますと、一件当たり融資量は三百三十八万でございます。これが四十八年は五百三十万という平均になっております。信用金庫の場合は、四十三年が一百十一万で、これが四十七年に二百九十五万というようなことでございまして、倍率で申しますと、相互銀行の場合はこの五年間で五七%、信用金庫は四十七年までで三九%伸びたという形になつております。

○渡辺武君 念のために、都市銀行はどうですか。まず、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(吉田太郎一君) 四十三年の一件当たりの平均金額は、都市銀行の場合は千三百七十一万でございますが、これが四十八年の三月は千二

百三十一万といふことになつております。これはこの伸び方の中には、消費者ローンがウエー

トが高くなつてきておるということを考慮して見る必要がございまして、この消費者ローンを除いた数字というものは、現在手元に持つておりますせん。

C 渡辺武君 都市銀行のほうは、一口当たりの貸し出し額が、これが小さくなっている。消費者ローンという問題もあるでしょうけれども、最近は、中小企業の分野に相当切り込みをかけているというのが、私は実情だと思うんです。それに反して、相互銀行及び信用金庫、特に相互銀行の場合は、一口当たりの貸し出し額が、これほど急速に

ものが多いんだと考えていいかどうかとなりまと
と、やはり件数で見るべきか、金額で見るべきかなど
どうしても金額が大きくなるものについてはナ
ネットが高くなるということは当然そういう質問
の問題でございます。むしろ取引者の大宗は、一
百万円以下が八五%を件数として占めておると
う点も事実でございます。もちろん、だからと申
しまして、金額のウエートが上位にシフトするこ
とがいいんだということとは私どもも考えておら
ません。

業が金融上均てんを受けてないということです。よ。信用金庫だって同じことです。私は、時間が少ないからやめたんだけれども、一億円以上のランクは、件数は〇・二四%を占めているにすぎないのに、貸し出し残高の一四・一%、それが上位に集中している。こういう傾向があるんですね。問題は、だから、このような傾向があるところへ、今回のようだに、また一件当たりの融資ワクを広げていいんだというようなことをやれば、ますます上位シフト、つまり零細企業のほうは見捨てられる

はわれわれとしては、あくまで運営の問題としては拳々服膺いたしていかなければならない、私はそういう考え方を常に持つておるつもりでござります。したがいまして、今後の運用にあたりましては、十分その点を行政指導の面においても配慮していくきたいと思います。

同時に、経済規模が、何と申しましても非常に大きくなつてしまつておりますから、昭和二十六年当時は、中小あるいは大企業といわれたようなかつこうのところに規模がだんだん広がつっていく

ふえていっているというのが、これが現在の傾向だらうと思うんですね。私は大蔵省からいただいた相互銀行及び信用金庫の貸し出し金額別の貸し出し件数及び貸し出し残高、四十七年の三月現在、これを見てみると、相互銀行では貸し出し金額一億円以上のランクでは、件数がわずか〇・九九%なのに、貸し出し残高は全体の三四・二%を占めている。逆に一番少ない貸し出し金額百万円以下のランクをとつてみると、件数では六三・六%もあるのに、貸し出し残高は二・四%。

たたか、金融制度調査会の四十五年の答申をいたゞく場合にも審議されたことござりますが、相互銀行といふものの位置づけをどう考えていくか、ということとも一つの対象でございました。その場合に、やはり相互銀行といふものは、どちらかといふと、中堅企業といふものにもやはりめんどうを見ていくべきではなかろうかという考え方方が、あつたわけでござります。したがいまして、すべての相互銀行が同じような零細ばかりやっていくのか、あるいはその立地条件によつて、都市に

相易が相
といふことはなんですよ。
いま歯どめについて考へてみるとおっしゃいます
したけれども、歯どめについて考へるのは、これ
は当然のことですよ。こんなばかなことないで
す。しかし、歯どめを考へるだけでは足りないん
だ。積極的に零細企業のこの窮状をどういうふうに
にして救つていくのか、金融面から。その点につ
いての対策こそ必要ですよ。それはどうお考えで
すか、これは大臣に伺いたい。

ことが望ましいので、そうした需要に対してやはり金融もこたえていかなければならない。底辺がだんだん底辺でなくなって、もつと格差が縮まつてきて、そして中小企業——零細が小になり、中になるとということを育て上げるようにするのが本旨であろうかと、こういうふうに考えておりますから、そういう点から申しまして、一方、だんだん中は大になつて、そうしたような需要にもこたえていかなければならぬ。そこで、制度として幅を広げる必要がある、こういふうことを、

に中小企業関係の金融機関だと普通思われているところで、大口のところにずっと融資が集中する傾向を示している。これは私、特徴だろうと思うんですね。つまり、別のことばで言えば、零細企業に対する金融上の均てんというのではなく、ますます乏しくなっているという状況だと思うんです。私は、このいま論議されております法案の措置ですね、これは、このようないわゆる上位シートという傾向をますます強めるおそれがあるというふうに思いますけれども、その点どう思われますか。

○渡辺政君　数学の問題だというような、そんな場合にも審議されたことでございますが、相
互銀行といふものの位置づけをどう考へていかく、ということも一つの対象でございました。その提
合に、やはり相互銀行といふものは、どちらかと云ふべきでございました。その提
うと、中堅企業といふものにもやはりめんどうな零細ばかりやつていいのか、見えていくべきではなかろうかという考へ方がなつたわけでござります。したがいまして、すべ
ての相互銀行が同じような零細ばかりやつていいのか、あるいはその立地条件によつて、都市にござ
います相互銀行と、あるいは地域的に、いなかにござります相互銀行とのあり方といふものは、
これから分かれていかざるを得ないものだとは思はざいますが、しかし、何といつても、いま御指摘の
ように、大口にシフトしていくことについで、歯どめが要ると、いうことも私どもは考
えておるわけでございまして、そういう意味で、この法律の限度の中であつても、金額を一定金額以
下に、全体の貸し出し量の八割まではするといふ指導を別途しておるわけでござります。現在まで
のところ、そのような形で、そういう上位シフトが起らぬといふことがとにについて通達で指導して
おるというのが実情でござります。

ことが望ましいので、そうした需要に対してもう金融もこたえていかなければならぬ。底辺がだんだん底辺でなくなつて、もっと格差が縮まつてきて、そして中小企業——零細が小になり、中になるということを育て上げるようにするのが本旨であろうかと、こういうふうに考えておりますから、そういう点から申しまして、一方、だんだん中は大になつて、そうしたよな需要にもこたえていかなければならぬ。そこで、制度として幅を広げる必要がある、こういうふうに考えているわけでござります。

○渡辺武君 最後に、一問だけ。

いま、銀行局長自身も言われましたし、それから金融制度調査会の答申も、今度のような制度で金融が上位シフトするおそれがあるので、十分に配慮しろということを言つてゐるわけですね。そういう危険性があるのにもかかわらず、あえてこういうような措置をとられることは、私はこれ、非常に大きな問題だと思うんです。

結局のところ、一番大きなねらいは、私は、この中小企業政策審議会の意見具申、七〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向についてといふ意見具申がございますが、この中で一貫して強調しておりますのは、中小企業を以前のよう

政府委員(吉田太郎一君) 確かに金額別にい
しますと、御指摘のような数字になつておりま
。もちろん、これはしかし、だからといって、
互銀行あるいは信用金庫の取引先が、こういう

ただ、金融制度調査会の四十五年の答申を、いたゞく場合にも審議されたことでございますが、相
互銀行といふものの位置づけをどう考えていくか
ということも一つの対象でございました。その場
合に、やはり相互銀行といふものは、どちらかと
いふと、中堅企業といふものにもやはりめんどう
を見ていくべきではなかろうかという考え方
があつたわけでございます。したがいまして、すべ
ての相互銀行が同じような零細ばかりやつしていく
のか、あるいはその立地条件によつて、都市にござ
います相互銀行と、あるいは地域的に、いなか
にござります相互銀行とのあり方といふものは、
これから分かれていかざるを得ないものだとは申
いますが、しかし、何といつても、いま御指摘の
ように、大口にシフトしていくといふことについ
ては、歯どめが要るといふことも私どもは考
えておるわけでございまして、そういう意味で、こ
の法律の限度の中であつても、金額を一定金額以
下に、全体の貸し出し量の八割まではするとい
う指導を別途しておるわけでございます。現在まで
のところ、そのような形で、そういう上位シフト
が起らならないということについて通達で指導して
おるというのが実情でございます。

ことが望ましいので、そうした需要に対してもやはり金融もこたえていかなければならない。底辺がだんだん底辺でなくなつて、もっと格差が縮まってきて、そして中小企業——零細が小になり、中になるということを育て上げるようにするのが本旨であろうかと、こういうふうに考えておりますから、そういう点から申しまして、一方、だんだん中は大きくなつて、そうしたような需要にもこたえていかなければならぬ。そこで、制度として幅を広げる必要がある、こういうふうに考えているわけでござります。

○渡辺武君 最後に、一問だけ。

いま、銀行局長自身も言われましたし、それから金融制度調査会の答申も、今度のような制度で金融が上位シフトするおそれがあるので、十分に配慮しろということを言っているわけですね。そういう危険性はあるのにもかかわらず、あえてこういうようないふな措置をとられることは、私はこれ非常に大きな問題だと思うんです。

結局のところ、一番大きなねらいは、私は、この中小企業政策審議会の意見具申、七〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向についてという意見具申がございますが、この中で一貫して強調しておりますのは、中小企業を以前のようく保護していくくという政策ではなくして、やれ、日本経済が国際化したから、その他等々といふ、いろんな一連の問題点をあげて、いわば業種転換、これを急速に進めなければならぬ。そのために中小企

をいつておりますが、その路線に乗った金融上の措置ではないか。別のことばで言えば、転換できる中小企業の比較的上位のところ、ここに金融を集中して、あとの零細なところは、この際整理して淘汰していくという方向ではないかといふやうに思いますけれども、その点どうでしょか。

○国務大臣(愛知揆一君) いま私申しましたように、零細というものはなくなす方向が正しいと思うんです。それは、切り捨てではなくて、それが中小——先ほど言いましたように、零細というものが、小になり、そして小が中になり、あるいはそこで安定した健全な経営であると、こういうふうなところが、これからの中企政策の中心ではないだろうか、こういうふうに考えるわけでございます。切り捨てではなくて、内容がおとなになつてもらうことが望ましいと、こういうふうな考え方がある種の答申などにあらわれているところでございましてから、それに即応するような制度の改善と、それから一方において、行政指導というものが、そういう心がまえをしてやられるべきものであると、こういうふうに私は考えるわけでございまして。

○委員長(藤田正明君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。それでこれはこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(藤田正明君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○野々山一三君 ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議案を便宜私から提出をいたします。案文を朗読いたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、最近における金融引締めの浸透に伴い、その影響が中小企業にしわ寄せされることがないよう、中小企業向け融資量について特段の配慮を加えるとともに、政府関係中小金融機関の融資枠についても必要に応じその拡大を図ること。

一、政府は、国民福祉の向上と労働者財産形成に資するため、住宅資金の供給については金融引締め下においても融資量及び金利の面について最大限の配慮を払いその改善、充実を図ること。

一、政府は、相互銀行等の中小企業専門金融機関における国、政府関係機関及び地方公共団体等の公金取扱業務の充実に努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(藤田正明君) ただいま野々山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(藤田正明君) 全会一致と認めます。

ただいまの決議に対し、愛知大蔵大臣から発言をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体して十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(藤田正明君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時四十三分散会

昭和四十八年七月十一日印刷

昭和四十八年七月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局